

## 消費者トラブルに巻き込まれないようにするには

未成年者は、親権者の同意なしの契約は原則取り消すこともできますが、成人になると未成年者のように保護されることはありません。

そこで、次の事例に挙げるようなトラブルに遭うこともあるので、契約するにあたっては、十分な注意が必要となってきます。

### ◆若者が狙われやすい悪質商法◆

#### 【事例 1】 マルチ商法

「簡単に儲かる」「簡単にお小遣い稼ぎ」などという言葉でローンを組まされ結局損をすることに…

##### ◎一口アドバイス

- ・誰でも簡単に儲かる話はあり得ない！

- ・たとえ友人や先輩からの誘いでも、怪しい儲け話はきっぱり断る。

#### 【事例 2】 エステや脱毛の無料(格安)体験

無料やワンコインでエステや脱毛など美容体験の広告を見てサロンへ。

体験が終わると、何人の店員に取り囲まれ熱心に勧誘され、断れずに 50 万円のコースを申し込むことに…

##### ◎一口アドバイス

- ・タダほど高いものはなし！無料や格安で体験などの言葉には慎重に！

- ・「今日の契約だと特別価格」「あなただけ」と契約をせかすのにはご用心！

- ・それでも契約してしまったら、継続的な役務提供は中途解約が認められる場合があるので、あきらめずに消費生活センターへ相談する。

#### 【事例 3】 ネット通販トラブル

SNSで見た商品が安かったので、注文したら定期購入になっていた。結局初回は980円だったが、それ以降は6,800円で、初回とそれ以降3回分合計21,380円請求が来た。

##### ◎一口アドバイス

- ・「初回購入980円！」ということは、2回目以降があると思って、よく画面を見よう！（実は、小さくて薄い字で2回目以降は〇〇円と書いてあるかもしれません。）

- ・購入ボタンを押す前に、返品できるか、返品条件などよく確認して、何かあった時のために画面をスクショしておこう！

・通信販売にはクーリング・オフ制度はないので、事前に十分調べてから購入しよう！

そのほか、ネットで申し込んだ旅行のトラブルや、SNSでお友達申請された人から、

副業や投資に誘われて詐欺被害に遭うなど様々なトラブルがあります。

詳しくは、府中市で配布している「デキるオトナの消費生活入門」に掲載されていますので、ぜひお手に取ってお読みください。

配布先：府中市消費生活センター（府中駅直結ル・シニユ 6階）

府中市生活環境部産業振興課（府中市役所おもや4階）

### 【冊子表紙見本】B5判 20ページ（発行：東京法規出版）

困ったときの相談先

「だまされたかも…」「トラブルに巻き込まれた！」  
という場合は、できるだけ早く適切な相談窓口に連絡しましょう。

契約トラブルなど消費生活に関する相談

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ!)

地域の消費生活センターなどにつながります。  
受付時間は相談窓口によって異なります。

法的なトラブルや多重債務の相談

法テラス ☎0570-078-374

IP電話からは03-6745-5600  
受付 平日9時～21時／土曜9時～17時

架空請求や詐欺

警察相談専用電話 ☎#9110

ダイヤル回線、IP電話では使えません。土日、祝日および時間外は「直通に接続」または「音声案内」で対応します。

クレジット契約に関するトラブル

日本クレジット協会消費者相談室 ☎03-5645-3361

受付 平日10時～12時／13時～16時

府中市消費生活センター ☎042-360-3316

相談受付 月～金曜日（祝日・年末年始・臨時休館日を除く）  
午前10時～正午／午後1時～4時

場 所 京王線府中駅南口徒歩1分 ル・シニユ6階

対 象 者 市民、市内在勤・在学の方

府中市消費生活センター ☎042-360-3316

リサイクル選択肢  
ごみを分別して資源としてリサイクルできます。

VEGETABLE MILK JUNK

禁無断複数・複数複数  
SY011010-X23